

改正箇所

学校給食関係団体食育活動支援事業実施要綱

(対象団体等)

第2条 学校給食関係団体を実施する食育活動支援事業の助成の対象は、次のとおりとする。

(4) 助成金の対象経費及び限度額は、次のとおりとする。ただし、餅つき、そば打ち、ピザ及びケーキ作り等の講習会、レクリエーション及び野外活動に対する費用、飲食代、茶菓子代、給食試食会の経費は、助成対象経費としないものとする。

科 目		助 成 金 の 限 度 額
食 材 料 費		1人当たり500円以内とし、調理講習会のみとする。
謝 金	講 師	1時間当たり5,800円以内、3時間以内(17,400円以内)とし、1人を限度とする。 <u>ただし、公務員(栄養教諭等)は対象外とする。</u>
	助手及び 指導助言者	1時間当たり2,400円以内、2時間以内(4,800円以内)とし、1人を限度とする。 <u>ただし、公務員(栄養教諭等)は対象外とする。</u>
記 念 品 代		児童・生徒の発表等に対するもので、1人当たり300円以内とし、限度額は30,000円以内とする。
会 場 借 上 料		10,000円以内とする。
事 務 費		10,000円以内とする。

(実績報告等)

第5条 助成金の交付決定を受けた学校給食関係団体は、事業を終了したときは請求書(第4号様式)及び実績報告書(第5号様式)、決算書(第6号様式)に状況写真(4種類以上)の他、経費の詳細がわかるレシート(写し可)等を添えて、速やかに給食会へ提出するものとする。

ただし、振込先の口座名義人は、原則として関係団体等代表者名義のものとする。

附 則

5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。